

瀬戸内海環境保全基本計画の進捗状況について

瀬戸内海環境保全基本計画の目標とその達成のための基本的な施策の関係について整理し、基本計画の10の目標に即して施策の進捗状況に係る論点を整理した。これらの整理に際して、目標達成のための具体的な個別施策の進捗状況とこれに対する評価及び課題について、別紙にとりまとめた。

基本計画の目標とその達成のための基本的な施策の関係		
基本計画の目標	目標達成のための基本的な施策	
水質保全等に関する目標	瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを旨とすること。	1(1) 水質総量規制制度等の実施 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進
	水銀、PCB等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。 また、その有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。	1(2) 有害化学物質等の規制及び把握等 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 10 下水道等の整備の促進 11 海底及び河床の汚泥の除去等
	特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。 また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(1) 藻場及び干潟の保全等 4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保 8 失われた良好な環境の回復
	海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。	1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 3(2) 自然海浜の保全等
自然景観の保全に関する目標	瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に依りて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。	2(1) 自然公園等の保全
	瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。	2(2) 緑地等の保全 2(5) その他の措置(自然景観の保全)
	瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。 また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。	2(5) その他の措置(自然景観の保全) 3(2) 自然海浜の保全等 5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮 8 失われた良好な環境の回復
	海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。	1(3) 油等による汚染の防止 1(4) その他の措置(水質汚濁の防止) 2(4) 散乱ごみ、油等の除去
	瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。	2(3) 史跡、名勝、天然記念物等の保全
共通的事項	7 健全な水循環機能の維持・回復 9 島しょ部の環境保全 12 水質等の監視測定 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進 15 環境教育・環境学習の推進 16 情報提供、広報の充実 17 広域的な連携の強化等 18 海外の閉鎖性海域との連携 19 国の援助措置	

基本計画の目標：水質保全等に関する目標

瀬戸内海において水質環境基準が未達成の海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されていること。

目標達成のための具体的な施策

1(1)水質総量規制制度等の実施

- ・水質総量規制の取組　・下水道の整備　・コミュニティプラントの整備
- ・農業集落排水施設等の整備　・浄化槽の整備
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策
- ・農業排水中の窒素及びリンの負荷量軽減　・持続的養殖生産確保法に基づく施策
- ・河川の直接浄化の取組　・エコポート施策　・環境技術実証モデル事業
- ・公害防止協定の締結　赤潮被害の未然防止　・自然を活用した水質改善方策

1(4)その他の措置（水質汚濁の防止）

- ・大阪湾再生事業

10 下水道等の整備の促進

- ・下水道の整備　・コミュニティプラントの整備　・農業集落排水施設等の整備
- ・浄化槽の整備

論点

- 様々な施策が展開されてきているが、それにもかかわらず生態系の劣化が進んでいるとの指摘がある。
- 大阪湾等の水質汚濁が著しい海域においては、成層化する夏期を中心として貧酸素水塊が発生するなど生物の生息状況にとって好ましくない状態が継続し、底生生物の大量斃死の原因となっているとの指摘がある。
- 大阪湾等における貧酸素水塊の問題は深刻であり、自治体に加えて国のフォローが必要との指摘や貧酸素水塊対策として海側の対策に加えて、流域レベルで考えることが必要との指摘がある。
- 各海域の環境変化を定量的に把握するためのデータが不十分であり、特に底質、底層DO、有用魚種以外の生物、干潟・藻場・浅場等の生物の生息にとって重要な場に関するデータの充実が求められているとの指摘がある。
- 各海域の特性に応じた健全な生態系の確保や利水障害の解消に向け、各海域の利用形態に応じた中長期的に目指すべき海域環境の将来像を明らかにし、その実現に向けた具体的なロードマップを提示する必要があるとの指摘がある。

基本計画の目標：水質保全等に関する目標

瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が発生している現状にかんがみ、赤潮発生の機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

目標達成のための具体的な施策

1(1)水質総量規制制度等の実施

- ・水質総量規制の取組　・下水道の整備　・コミュニティプラントの整備
- ・農業集落排水施設等の整備　・浄化槽の整備
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく施策
- ・農業排水中の窒素及びりん等の負荷量軽減　・持続的養殖生産確保法に基づく施策
- ・河川の直接浄化の取組　・エコポート施策　・環境技術実証モデル事業
- ・公害防止協定の締結　赤潮被害の未然防止　・自然を活用した水質改善方策

1(4)その他の措置（水質汚濁の防止）

- ・大阪湾再生事業

10 下水道等の整備の促進

- ・下水道の整備　・コミュニティプラントの整備　・農業集落排水施設等の整備
- ・浄化槽の整備

論点

- 昭和40年代後半～50年代始めにかけて年間200～300件程度発生していた赤潮については、それ以降減少しているものの、依然、年間100件程度発生している。
- 汚濁負荷量が削減され、水質の改善が見られる海域でも、赤潮による漁業被害が引き続き発生する海域が存在するほか、過去に比べ漁獲量が減少するなど、海域の生物生息環境に異変が起きているとの指摘がある。
- 生態系変化のメカニズムが分かっておらず、その解明のためには総合的な研究を今後行っていくべきとの指摘がある。
- 藻場、干潟等の保全・再生・創出、閉鎖性海域等の水質汚濁対策、持続的な資源管理等の統合的な取組を推進することにより、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる「里海」の創生を図る必要がある。

基本計画の目標：水質保全等に関する目標

水銀、PCB 等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。

目標達成のための具体的な施策

1(2) 有害化学物質等軒生及び把握等

- ・ダイオキシン類対策の実施
- ・PRTR 法

1(4) その他の措置（水質汚濁の防止）

- ・大阪湾再生事業

10 下水道等の整備の促進

- ・下水道の整備
- ・コミュニティプラントの整備
- ・農業集落排水施設等の整備
- ・浄化槽の整備

11 海底及び河床の汚泥の除去等

- ・河床の汚泥の除去

論点

- 環境基準を超えるダイオキシンを含まれる底質の存在が確認され、除去作業が進められている。
- 有害物質について、各湾・灘の底質は 10 年前と比較して悪化している海域は見受けられず、全ての海域で改善の傾向にある。

基本計画の目標：水質保全等に関する目標

特に魚介類の産卵生育の場となっている藻場及び魚介類、鳥類等の生態系を維持するうえで重要な役割を果たすとされている干潟等、瀬戸内海の水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習の場等としても重要な役割を果たしている浅海域が減少する傾向にあることにかんがみ、水産資源保全上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地、採餌場として重要な干潟が保全されているとともに、その他の藻場及び干潟等についても、それが現状よりできるだけ減少することのないよう適正に保全されていること。また、これまでに失われた藻場及び干潟等については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

目標達成のための具体的な施策

1(4) その他の措置(水質汚濁の防止)

- ・大阪湾再生事業

2(5) その他の措置(自然景観の保全)

- ・生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
- ・海岸景観形成ガイドライン

3(1) 藻場及び干潟の保全等

- ・藻場・干潟面積の調査
- ・港湾における干潟・藻場の再生事業
- ・鳥獣保護区制度
- ・保護水面制度
- ・水産基盤整備事業による豊かな海の森づくり
- ・瀬戸内海環境修復計画
- ・大阪湾再生事業

4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

- ・瀬戸内海における海砂利採取の禁止について
- ・瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の実施
- ・代替骨材の研究開発の取組

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

- ・瀬戸内海の埋立てへの配慮
- ・埋立てに当たっての環境保全にかかる代償措置

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

- ・ごみ減量化の推進

8 失われた良好な環境の回復

- ・瀬戸内海環境修復計画
- ・自然再生事業

論点

- 最近については干潟面積の減少、海砂利の採取、埋立ては抑制されている。
- 外から見えないところがひどい状態で、深堀部分や水の流れ、藻場の回復等をしないと海の中は良くならない。これらに焦点を当てて取り組むべき。

- 藻場面積についての調査は平成6年～7年以降実施されていない。
- 干潟・藻場面積の継続的な把握、海砂利採取の状況を注視していくとともに、埋立てについて瀬戸内海環境保全特別措置法第13条第1項の規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って環境保全に十分配慮していくことが必要である。
- 海砂利採取及び埋立てについては環境保全に対する配慮というより厳しい規制が必要とすべきとの指摘がある。

基本計画の目標：水質保全等に関する目標

海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。

目標達成のための具体的な施策

1(4) その他の措置(水質汚濁の防止)

- ・大阪湾再生事業

3(2) 自然海浜の保全等

- ・効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出
- ・自然海浜保全地区制度

論点

- 環境省の水浴場調査によれば、調査対象となった瀬戸内海における水浴場は全て水浴場として適当な水質を維持しており、引き続き利用に好適な状態で保全されるよう、各種制度の適切な運用を図っていく。

基本計画の目標：自然景観保全に関する目標

瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然環境保全地域等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。

目標達成のための具体的な施策

2(1)自然公園等の保全

- ・瀬戸内海国立公園の見直し
- ・景観法に基づく施策

論点

- 昭和9年3月に雲仙や霧島とともにわが国最初の国立公園に指定された瀬戸内海国立公園の適切な保全に向け、その後、数回の再検討、追加指定がなされている。
- 現行制度の適切な運用により、今後とも、瀬戸内海国立公園の最大の特徴である内海多島海景観の適正な保存を図っていく。

基本計画の目標：自然景観保全に関する目標

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林、緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。

目標達成のための具体的な施策

2(2)緑地等の保全

- ・森林・林業基本計画に基づく施策
- ・森林法に基づく保安林及び林地開発許可制度
- ・港湾緑地の整備　・都市公園の整備　・都市計画法に基づく風致地区制度
- ・都市緑地法に基づく緑地保全地区

2(5)その他の措置(自然景観の保全)

- ・生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり　・海岸景観形成ガイドライン

論点

- 瀬戸内海の海岸部における緑の確保に向けた制度の整備が進んでおり、その適切な運用により緑の維持・創出を図っていく。
- 埋立地への進出事業者による緑化の取組が不十分との指摘がある。

基本計画の目標：自然景観保全に関する目標

瀬戸内海において、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。また、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講ぜられていること。

目標達成のための具体的な施策

2(5) その他の措置(自然景観の保全)

- ・生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり
- ・海岸景観形成ガイドライン

3(2) 自然海浜の保全等

- ・効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出
- ・自然海浜保全地区制度

5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

- ・瀬戸内海の埋立てへの配慮
- ・埋立てに当たっての環境保全にかかる代償措置

8 失われた良好な環境の回復

- ・瀬戸内海環境修復計画
- ・自然再生事業

論点

- 自然海岸による優れた景観を保全するためのガイドラインや制度の整備が進んでいる。
- 「自然海浜保全地区」における工作物の新築等に関する届出制等の現行制度の適切な運用により自然海岸の適正な保全・再生を図っていく必要がある。
- 埋立てにより失われた自然の再生努力が不十分との指摘がある。

基本計画の目標：自然景観保全に関する目標

海面及び海岸が清浄に保持され、景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、あるいは海岸に漂着し、又は投棄されていないこと。

目標達成のための具体的な施策

1(3)油等による汚染の防大規模石油災害対応体制整備止

- ・油等流出事故対策
- ・大規模石油災害対応体制整備
- ・漂流物予測システムに関する技術開発

1(4)その他の措置(水質汚濁の防止)

- ・大阪湾再生の取り組みの取り組み

2(4)散乱ごみ、油等の除去

- ・漁場漂流物対策の推進
- ・瀬戸内海ごみ対策検討会
- ・河川アドプトプログラム

論点

- 回収したごみの受け皿が不十分との指摘がある。
- 放棄された施設、立ち枯れた木等により景観が損なわれている現状があるとの指摘がある。
- 海域及び海浜のごみ等については、住民参加による清掃美化活動や対策事業により撤去・回収されているが、抜本的な解決策となっていない。今後は、その発生抑制及び適正処理に向けた具体的な対策の検討が必要である。

基本計画の目標：自然景観保全に関する目標

瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。

目標達成のための具体的な施策

2(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

- ・伝統的建造物群保存地区制度
- ・文化財保護法の改正

論点

- 文化財の保全に向けた新たな制度の整備が進んでおり、その適切な運用により、瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財の保全を図っていく。

目標全般に共通する具体的な施策

- 7 健全な水循環機能の維持・回復
 - ・多自然型川づくり ・地下水の涵養に関する取組
 - ・水循環機能の維持・回復を図るための取組 ・森林・林業基本計画に基づく施策
 - ・農業排水中の窒素及びりんへの負荷量軽減 ・湖沼法の改正
 - ・下水処理水の再利用 ・築いそ事業 ・水の循環利用
- 9 島しょ部の環境保全自然海浜の保全等
 - ・さぬき瀬戸塾の取組等
- 12 水質等の監視測定
 - ・水質モニタリング調査 ・「大阪湾再生」水質一斉調査
- 13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等
 - ・環境技術開発等推進費制度 ・海岸景観形成ガイドライン
 - ・「大阪湾再生」水質一斉調査
 - ・瀬戸内海における新たな環境保全・再生の在り方に関する調査
 - ・閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の実施
 - ・藻場・干潟面積の調査
 - ・干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度
 - ・瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース
 - ・豊かな海と水産資源を開発する技術の開発
- 14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進
 - ・瀬戸内海環境保全普及活動推進事業 ・広島県せとうち海援隊支援事業等
 - ・NPOとの協力の推進 ・ひょうごボランティア基金等 ・漁業者の森づくりの推進
 - ・わかやま環境保全活動普及啓発事業等 ・洞海湾環境改善プロジェクト
 - ・環境リーダー養成講座
- 15 環境教育・環境学習の推進
 - ・パークボランティア活動の推進 ・みなとオアシスの推進
 - ・瀬戸内海における環境学習の取組 ・環境教育等利用しやすいみなとづくり
 - ・環境教育等利用しやすい海岸づくり ・瀬戸内海環境保全普及活動推進事業
 - ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律
 - ・環境学習の取組 ・全国海岸漂着ゴミ分類調査 ・環境教育・環境学習の推進
- 16 情報提供、広報の充実
 - ・せとうちネット ・瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース
 - ・インターネットによる公共用水域水質測定結果の公開
- 17 広域的な連携の強化等
 - ・瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築

- ・健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議
- ・瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース

18 海外の閉鎖性海域との連携

- ・世界閉鎖性海域環境保全会議（エメックス会議）
- ・世界の閉鎖性海域のデータベースの構築

19 国の援助措置

論点

（水循環）

- 雨水の海への流入について、ダムが水循環にとってどのような影響を与えているのかをチェックする必要があるとの指摘がある。
- 水循環に関して、下水処理水の利用以上に、雨水タンクの設置や小池を作るなどの雨水利用をもっと普及させる必要があるとの指摘がある。

（環境教育・環境学習）

- 自然を守り伝えていくことと子供の学校教育は非常に関連があると思うが、学校教育の中でどの程度実施されているか、また文部科学省と協力して進めるべきではないかとの指摘がある。
- 環境教育は総合学習に良いテーマであるが、今後も十分に伸ばしていけるように文部科学省にも働きかけて欲しいとの指摘がある。
- NPOなし環境問題は解決できないが、大学の環境教育においてNPOに関する講義がほとんどない。NPOのキーパーソンを排出できるような取組が必要との指摘がある。
- 近くに海がない子供が海に出会える機会とその際に海を熱く語れる人が必要。特に海の生き物をよく知っている人が少なくなっており、大切に育てていくことが必要。また、海の現場に強い優秀な人が働く場所がなく、そういった人の力を生かせる場所が必要との指摘がある。
- 下水処理場の見学を通じて、出した汚水がどう処理され湾に入ってしまうかを、東京湾ではNPOの環境教育の一環として多く実施されるようになっており、瀬戸内海でもぜひ実施されるよう取り組むべきとの指摘がある。
- 想定していた以上にNPO等の活動の分野が広がっており、環境省の地方事務所も新たな役割を担っている。この点は今回考えるべき重要な項目であるとの指摘がある。
- 海岸での自然学習の指導員の育成、派遣もNPOが引き受けているのが実情。このような人材をストックして必要な時に提供できる仕組みが重要との指摘がある。
- NPOや市民活動と学校教育の総合学習の時間との連携は将来大きな

可能性を持っているとの指摘がある。

- 地域にすべからくある小学校等が環境教育につながることを望ましい。例えば、沿岸の小学校が同じ時期に同じスキームで生物観測を継続的に実施すれば立派なデータベースになる可能性もあり、長期的に取り組むべき課題との指摘がある。
- 総合学習は非常に有用であるが、水に関しては水辺環境にとどまっておろ、テーマが海まで広がっていない。地球環境という観点から海を取り上げていく必要があるとの指摘がある。

(情報提供、広報の充実)

- せとうちネットに関して、「瀬戸内海の情報」に生き物情報が入っていないので、これを載せて欲しいとの指摘がある。
- 本来、自然に強い関心を持っている俳人や歌人に対しても積極的な情報発信が必要であるとの指摘がある。
- 国や府県の方針や考え方に、出先機関や市町村がついていけておらず、市民との間にギャップが生じている。いかに現場に浸透させていくかが課題との指摘がある。

目標達成のための基本的施策の進捗状況と評価及び課題

1(1)水質総量規制制度等の実施

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
水質総量規制の取組	環境省	COD、窒素及びりんについては、平均排水量50m ³ /日の事業場を対象に総量削減基本方針に基づき各府県ごとに知事が策定する総量削減計画にて削減目標量を策定する水質総量規制を実施。	各汚濁負荷量(トン/日)は以下のとおり削減されつつあるが、更なる削減に向け目標年度を平成21年度とする第6次総量削減計画を実施中。 COD S54d 1,012 H16d 630 窒素 H11d 696 H16d 564 りん H11d 40,4 H16d 38.1	汚濁負荷量は着実に削減され、瀬戸内海では窒素、りんの環境基準はほぼ達成されたが、CODの環境基準達成率は、平成17年度で74%に留まる。
下水道の整備	国土交通省	「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。	整備人口 7,803万人(H12d) 8,961万人(H18d)	平成18年度末の污水处理施設の処理人口普及率は、82.4%となったが、都市と中小市町村で大きな格差があり、特に人口5万人未満の市町村の污水处理人口普及率は65.5%に留まる。
コミュニティプラントの整備	環境省	「都道府県構想」に基づき実施される整備事業を「廃棄物処理施設整備費国庫補助金」(平成17年度「循環型社会形成推進交付金制度」創設)により支援。	整備人口 42万人(H12d) 32万人(H18d)	
農業集落排水施設等の整備	農林水産省	「都道府県構想」に基づき、地域の実情に応じ効率的な整備を推進。	整備人口 259万人(H12d) 361万人(H18d)	
浄化槽の整備	環境省	「浄化槽設置整備事業」及び「浄化槽市町村整備推進事業」により、個人が設置する浄化槽及び市町村が整備するそれぞれに国庫助成を実施。	整備人口 914万人(H12d) 1,114万人(H18d)	
家畜排せつ物法に基づく施策	農林水産省	平成11年に家畜排せつ物法を制定し、家畜排せつ物を管理する際に一定の基準(管理基準)の遵守を義務付け。	家畜排せつ物処理施設整備数 4,893(H12d) 平成16年度 9,333(H16d)	
農業排水中の窒素及びりんの負荷軽減	農林水産省	農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき「農業環境規範」の普及・定着、持続農業法に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組むエコファーマーの認定促進、地域でまとまりを持って化学肥料、化学合成農薬の使用を大幅に低減する先進的な取組に対する支援等の実施により、農業生産活動に伴う環境負荷の低減を推進。	化学肥料の使用量(Kg/10a) 窒素 13.1(S50d) 平成17年 10.9(H17d) 磷酸 13.1(S50d) 平成17年 11.6(H17d)	エコファーマーは順調に増加し、平成18年度には10万件を突破するなど、環境負荷低減に向けた取組を着実に広がりを見せており、単位面積あたりの化学肥料の使用量も減少傾向。引き続き、環境負荷低減に向けた取組を推進。

持続的養殖生産確保法に基づく施策	農林水産省	平成11年制定の「持続的養殖生産確保法」に基づき、漁業協同組合等が「漁場改善計画」を作成し知事の認定を受けることができる。負荷の少ない飼料の使用の促進等により、水質及び底質といった漁場環境改善を促進。	改善計画策定漁協の養殖生産量シェア(全国) 36%(H15d) 63%(H17d) 75%(H19d)	現在、漁場改善計画が策定された漁業協同組合等が生産する養殖魚介類の全生産量に占める割合は、全国で魚類養殖で92.2%、貝類養殖で63.2%、藻類養殖で75.7%となっている。漁場改善計画の策定により養殖業の過密養殖やエサのやり過ぎによる水質悪化を原因とする病気の発生の防止や、消費者の環境への意識の高まりに応えるなど持続的な養殖生産の実現に大きな役割を果たしている。今後は、本年3月に閣議決定した水産基本計画に基づき、更なる漁場改善計画の策定を促進し、持続可能な養殖生産を推進する必要がある。
河川の直接浄化の取組	国土交通省	礫や植生等を用いて、河川が本来もつ自浄作用を活用した水質浄化を実施。	BOD浄化率 礫と植生を組み合わせた浄化事例 85% 礫による浄化事例 60%	引き続き河川浄化を推進。
エコポート施策	国土交通省	平成17年3月の「今後の港湾環境政策の基本的方向」の答申に基づき港湾行政のグリーン化を促進。	港湾行政のグリーン化を図るため、干潟・海浜・藻場等の保全・再生・創出、深堀跡の埋戻しによる青潮対策、放置艇対策、接岸中船舶のアイドリングストップ、リサイクルポートの形成、廃棄物海面処分場の計画的な確保、一般海域における清掃・水質改善、自然体験活動等による港湾環境の利用促進等を実施。	今後も引き続き、港湾行政のグリーン化を図ることが必要。
環境技術実証モデル事業	環境省	環境保全効果等について客観的に実証し、先進的環境技術の普及促進、環境保全と環境産業の発展を図る。	瀬戸内海に関連する技術も選定。 6(H15d) 7(H16d) 2(H18d) 4(H19d) うち、閉鎖性海域の水環境改善技術数 0(H15d) 0(H16d) 4(H19d)	H19dから閉鎖性海域の水環境改善技術について、本格的な実証試験を開始している(瀬戸内地区にかかるものは大阪府1件、兵庫県1件)。対象技術の環境保全効果等を客観的に実証するとともに、当該分野の実証方法・体制を確立し、有用な技術の普及を図る。
公害防止協定の締結	環境省	法令の規制を上回る自主的な環境保全対策を事業者に促すため、主要事業所と協定を締結。	-	資源・エネルギー対策や廃棄物対策等新たな環境課題を踏まえた環境保全対策の推進と情報公開を柱とした協定への改定が必要。
赤潮被害の未然防止	自治体	プランクトンの発生状況を調査し、赤潮・貝毒の発生予測し、赤潮による被害を未然に防止。(大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、福岡県及び大分県)	主な漁業被害金額(H16d):62億円(養殖ノリの色落ち、養殖マガイ、ハマチ等の斃死) [大阪府]赤潮・貝毒原因プランクトン発生状況の把握、赤潮・貝毒発生予測への活用、赤潮発生情報の通報	赤潮発生件数は減っているが、依然、年100件程度の赤潮が発生。 貝毒原因プランクトンの発生状況の把握により、的確に貝毒の検査を実施でき、被害を未然に防止できた。平成14年度に初めてアサリが毒化したが、年を追うごとに毒化種が増え、毒化期間も長期化しており、貝毒の発生機構等に関する調査研究が必要。

赤潮被害の未然防止	自治体	プランクトンの発生状況を調査し、赤潮・貝毒の発生予測し、赤潮による被害を未然に防止。(大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県及び大分県)	[山口県] 県内11ヶ所の重要地点にて年間12回の環境調査を実施し、赤潮発生の予察やモニタリングのためのデータを収集。赤潮発生時にはその情報を漁協及び漁業者等の関係機関へ伝達。	赤潮の消滅等の直接的な防止技術は確立されていないが、赤潮の早期発見とそれに基づく情報の伝達や広報により、養殖魚の餌止め、漁獲物の早期出荷、それらの正常海域への移動等、緊急避難的な措置が実施されている。
			[愛媛県] 漁場環境モニタリング調査事業により、水質・底質・赤潮等の調査等を実施。	-
			[福岡県] 県水産海洋技術センター豊前海研究所が赤潮や貧酸素水塊の発生状況を調査し、その情報を漁協及び漁業者等の関係機関へ伝達。周防灘域にて二枚貝に被害を及ぼすヘテロカプサ・サーキュリスカーマの発生状況を調査。	赤潮発生状況の調査を継続して実施し、漁業被害の未然防止を図っている。
			[大分県] 大分県の瀬戸内水域では、平成17年度3件、平成18年度5件の赤潮が発生。	-
自然を活用した水質改善方策	自治体	竹炭や海藻により河川や海域の水質を改善。また、回収した海藻については、バイオマスエネルギーとして有効利用。(兵庫県、広島県、徳島県、香川県及び愛媛県)	[兵庫県] 典型的富栄養海域である阪神臨海部にて、ヘドロが蓄積した海底を良質のものに再生し水質改善を図ることを目的とし、平成17年度から「人工藻場・干潟で回収された海藻等の有効利用方法の開発」のため、回収されたアオサ、ワカメ等を用いたメタン発酵技術を確立。得られたバイオマスエネルギーを有効活用。	-
			[徳島県] 平成17年度の竹林伐採試験の際に出た竹を有効利用の観点から炭化し、平成18年度に水質浄化機能を検証するための試験を実施、その成果取りまとめを実施。	竹炭の浄化機能効果はほとんど認めらず、竹繊維の並列的な状況、炭化手法、設備の敷設状況の検証が必要。また、竹炭自体からの窒素・リンの溶出の可能性もある。
			[香川県] 平成13年度から二級河川弁天川にて礫間浄化方式による河川の直接浄化を実施。	-
			[愛媛県] 河川で伐採・流出した木材等を木竹炭に加工し、水質浄化の実証試験を実施。	-
		洞海湾において、ムラサキガイを用いた水質浄化技術の実用化に向けた検討を行い、市民と協働で環境修復社会実験を実施。(福岡県)	市民やNPOの参加による環境修復体験教室をH17年度1回、平成18年度2回開催。	市民や周辺企業の洞海湾の環境に対する意識を高めることにより、市民・企業・行政が連携した取組みが実現。

* 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律

1(2)有害化学物質等の規制及び把握等

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
ダイオキシン類対策の実施	環境省	平成12年1月施行のダイオキシン類対策特別措置法により、水質の環境基準(1pg-TEQ/l)設け規制。	瀬戸内地域の水質のダイオキシン平均濃度 0.14pg-TEQ/l(H12) 0.096pg-TEQ/l(H17)	平均濃度は、環境基準値を大幅に下回るとともに、その値は着実に低下しており、全海域における平均濃度(0.082pg-TEQ/l(H17))と遜色ない水準となっている。今後とも、適切な常時監視を行っていく予定。
PRTR法	環境省	有害化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握を目的に国に届出るもの。	瀬戸内海府県の公共用水域への排出量(ト/年) 4,561(H13) 3,601(H17)	-

1(3)油等による汚染の防止

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
油等流出事故対策	海上保安庁	海洋への油及び有害液体物質流出事故による被害を最小限に抑えるため、船艇・資機材の動員、防除措置等を迅速・的確に実施できる体制や油等流出事故に伴う火災に対応できる消防体制の確立に努めるほか、合同訓練の実施により関係機関との連携強化を促進。	資機材の整備及び関係機関との連携強化を促進。特に有害液体物質の防除措置等にあっては、「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の発効(平成19年6月)等に伴い、以下のとおり海洋汚染及び海上災害に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制の確立等を図っている。 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部改正(平成18年6月) 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」の策定(平成18年12月) 有害液体物質等流出事故に備えた資機材の整備(平成19年度から順次実施) 等	引き続き、資機材の整備、消防体制の確立、訓練・研修を実施することなどにより対応能力の向上を図る必要がある。
大規模石油災害対応体制整備	経済産業省	大規模な石油流出災害に対応するため、石油連盟に補助金を出し、オイルフェンス、油回収機等の油濁防除機材基地を設置。	平成4年に倉敷市(水島)に基地(第2号瀬戸内基地)を設置し、オイルフェンス、油回収機、油水分離器等を配備し、維持管理を行っている。	資機材の維持管理、補修・修繕等を行う体制を整備。また、資機材の操作訓練と併せ、実際の海上油流出事故を想定した訓練を瀬戸内洋上にて定期的実施。物人両面において油流出事故への備えを図っている。
漂流物予測システムに関する技術開発	国土交通省	漂流するゴミの対策として、環境整備船による効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、海洋短波レーダーによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術開発を推進。	海洋短波レーダーを平成17年度より大阪湾、平成18年度に紀伊水道沖に設置し、漂流物予測システムの技術開発を実施。	効率的な浮遊ゴミ等の回収を図るため、引き続き予測技術の開発が必要。

1(4)その他の措置(水質汚濁の防止)

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
大阪湾再生事業	国土交通省	森・川・海のネットワークを通じて、美しく親しみやすい豊かな「魚庭(なにわ)の海」を回復し、京阪神都市圏として市民が誇りうる「大阪湾」を創出。	平成15年に大阪湾再生推進会議を設置するとともに、人工干潟創造実証実験、大阪湾ダイビングスポット社会実験、下水処理水の植生浄化実験、コンブ養殖実証実験・社会実験、海面浮遊ゴミの効率的な回収に向けた技術開発、市民参加のモニタリング等を実施。	大阪湾再生推進会議により策定された大阪湾再生行動計画に基づき、着実に取組みを進めている。平成19年度は行動計画策定後3年目にあたることから、中間評価の実施により3年間の取組状況を確認、分析・評価し、行動計画の効率的・効果的な推進を図ることとしている。

2(1)自然公園等の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海国立公園の見直し	環境省	我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地を国立公園に指定。公園を取り巻く社会状況の変化に対応するため、順次、公園区域及び公園計画を見直し。	六甲・淡路地域、岡山県地域、愛媛県地域、山口県地域の4地域において、公園計画の見直しを実施。	公園を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、引き続き順次公園計画の見直しを行っていく必要がある。
景観法に基づく施策	国土交通省	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画地区、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等を行う景観法を制定。	平成19年8月現在 景観地区指定数 2地区(岡山県倉敷市、広島県尾道市) 景観計画策定数 2件(広島県尾道市、山口県宇部市)	引き続き制度活用の促進を図る。

2(2)緑地等の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
森林・林業基本計画に基づく施策	農林水産省	平成13年7月に施行された森林・林業基本法第11条に基づき、森林及び森林に関する施策の基本的な方針等の具体的な事項を策定。	森林及び森林に関する基本的な方針等の具体的な事項を定めるため平成13年10月に閣議決定された森林・林業基本計画を見直し、平成18年9月に新たな基本計画を策定。 関係府県の森林整備(間伐)の実施面積 平成11年 63千Ha 平成17年 72千Ha 関係府県の松くい虫被害 平成12年 306m3 平成18年 164m3	間伐については、京都議定書における森林吸収量の目標を達成するため、引き続き、効率的かつ円滑な実施が必要。 松くい被害については、特別防除や伐倒駆除等の実施により、平成12年度から減少傾向で推移しており、引き続き、適切な防除対策の実施が必要。
森林法に基づく保安林及び林地開発許可制度	農林水産省	森林法に基づき水源のかん養、公衆の保健等森林の有する公益的機能上重要な森林を保安林として指定し、適切に管理する。また、保安林以外の民有林については1Haを超える開発行為に対する許可制度を通じ、森林の土地の適正な利用を確保する。	関係府県の保安林の実面積 平成12年 128万Ha 平成17年 136万Ha 関係府県の林地開発許可処分件数 平成12年 49件 平成17年 46件	保安林については、全国森林計画(平成30年度末計画量1,245万Ha)に基づき、計画的な指定と適切な管理を推進していくことが必要(平成17年度末の保安林面積1,165万Ha)。 林地開発許可制度については、制度の適切な運用を図ることを通じて、引き続き、森林の土地の適正な利用の確保が必要。
港湾緑地の整備	国土交通省	美しい景観を形成し、市民にうらおいと安らぎを提供する機能を有するとともに、生物多様性の確保にも資する緑地を保全・創出。	社会資本整備重点計画(平成15年10月閣議決定)において、港湾空間の緑化率を平成19年度までに約8%まで向上させることとした。 港湾空間の緑化率 6.9%(H12d) 約8%(H18d)	港湾空間の緑化率について社会資本整備重点計画の目標を達成した。今後も引き続き、生物多様性の確保にも資する港湾緑地の整備を推進する。

都市公園の整備	国土交通省	都市における貴重な緑とオープンスペースを提供するとともに都市の安全性を向上させ、地震等の災害から市民を守る拠点やヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境を形成。	都市公園面積 24,979Ha(H11) 28,502Ha(H16) 29,923Ha(H18)	引き続き整備の推進を図ることが必要。
都市計画法に基づく風致地区制度	国土交通省	自然的要素と一体となって良好な環境の形成が望まれる地区において、自然的要素の保全、創出を図りつつ、建築物や工作物の開発内容について、一定の規制を行うことで、風致に富んだ良好な都市環境の形成を促進。	風致地区指定面積 72,791Ha(H11) 76,266Ha(H16) 77,852Ha(H18)	引き続き制度の推進を図ることが必要。
都市緑地法に基づく緑地保全地区	国土交通省	都市域に残された豊かな緑を保全し、将来に継承するため、都市緑地法に基づき都市における良好な自然環境となる緑地における建築行為等一定の行為の制限等により現状凍結的に保全。	特別緑地保全地区指定面積 620.5Ha(H11) 892.5Ha(H16) 892.5Ha(H18)	引き続き保全の推進を図ることが必要。

2(3)史跡、名勝、天然記念物等の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
伝統的建造物群保存地区制度	文化庁	伝統的な建造物を単体で文化財として指定するのではなく、その集合体が文化財として価値あるものとして指定。また、樹木、池、庭園など伝統的建造物群と景観上密接な関係がある環境物件を一体として保存。	重要伝統的建造物群保存地区選定件数 15地区(H12) 20地区(H19)	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう指定等を行なっていく。
文化財保護法の改正	文化庁	人と自然の関わりの中で作り出された景観を「文化的景観」として新たに文化財に位置付けるなど、社会の変化に対応した文化財保護制度の展開を目指し、国民の生活に密接に関係した文化的な所産を新たな保護対象分野としていくとともに、近代の文化財等の保存及び活用のための措置が特に必要とされる分野に対応し、文化財保護手法の多様化を促進。	重要文化財(建造物)指定件数 平成12年 1,087件 平成19年 1,123件 史跡名勝天然記念物指定件数 平成12年 841件 平成19年 900件 伝統的建造物保存地区選定件数 平成12年 20件 平成19年 29件	引き続き文化財保護法に基づき、適切に保護が行なえるよう指定等を行なっていく。

2(4)散乱ごみ、油等の除去

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
漁場漂流物対策の推進	農林水産省	漁業者が漁業活動中に回収した漂流物の処理への支援を行うことにより、広域的な漁場環境の保全を推進するため、平成19年度から漁場漂流物対策推進事業を実施。	大阪湾及び紀伊水道海域において、漁業者が漁業活動中に回収したゴミの処理への支援を実施(大阪府と徳島県の2団体連携)	-
瀬戸内海ごみ対策検討会	環境省	瀬戸内海のゴミの除去は個々の機関が実施しているが、根本的な解決策を講ずるまでには至っていないことから、関係機関が共通認識を持ち共同で対策を検討することにより、瀬戸内海のごみの発生抑制及び適正処理を推進し、もって瀬戸内海の環境を維持・保全することを目的とする瀬戸内海ごみ対策検討会を設立。	平成18年3月14日に中国四国地域に所在する32機関(国8機関、県6機関、市6機関、漁連・各種団体10団体)にて第1回会合を開催。平成19年2月7日の第2回会合で実態把握に関する中間とりまとめを報告。	中間段階での海ゴミの実態把握はできたが、今後、発生抑制及び回収処理の方策についての検討が必要。なお、今年度新規事業「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル事業」の地域指定を受けたため、引き続き、瀬戸内海のごみ対策検討会を実施予定。
	自治体	堺泉北港の港湾水域内に浮遊するゴミ等を回収するため、府の清掃府船を(社)大阪府清港会を貸与し、同船の運航及び流出油対策施設の点検を委託している。同会は海面清掃業務の外、港湾美化の清掃活動並びに啓発活動を行なっている。(大阪府)	-	今後も引き続き、活動を支援していく。
河川アドプトプログラム	国土交通省	市民団体等と連携し、河川管理者がゴミ袋や軍手を支給、地元自治体がゴミを回収、市民団体等が清掃するなど、役割分担して河川清掃を実施。平成17年4月からはホームページに「市民と連携した活動事例」を掲載し、市民団体等の活動内容、協力自治体の支援内容等を紹介。	団体数 平成12年度 180団体 平成18年度 711団体	平成18年度の「河川アドプトプログラム」の活動団体数は711団体となっており、市民団体等と連携した活動が推進されつつある。

2(5)その他の措置(自然景観の保全)

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
生態系や自然景観等に配慮した海岸づくり	農林水産省 国土交通省	生態系や自然景観等に配慮した海岸を整備し、「エコ・コースト事業」、「自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松)」を実施。	実施箇所数 エコ・コースト事業:8箇所 白砂青松事業:2箇所	着実に取り組んできており、引き続き生態系や自然景観等に配慮した海岸の整備が必要。
海岸景観形成ガイドライン	農林水産省 国土交通省	大規模構造物やコンクリート構造物等が周辺の地域や環境との一体的且つ地域の個性を尊重した整備を図られるよう、今後の海岸事業の実施に当たってのガイドラインを策定。	-	引き続き、海岸の景観形成の指針として活用が望まれる。

3(1)藻場及び干潟等の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
藻場・干潟面積の調査	環境省	瀬戸内海における藻場及び干潟の変化を把握するために実施。	干潟面積(Ha) 12,548 (S53d) 11,991 (H18d) 第6回自然環境保全基礎調査において、生態系調査として生物相を調査、とりまとめ中。	干潟面積の減少は止まっているが、今後もその動向を注視していく必要がある。 第5回自然環境保全基礎調査以降、面積が把握されていない藻場については、今後、面積把握に向けた取組が必要。
港湾における干潟・藻場の再生事業	国土交通省	「新・生物多様性国家戦略」や「自然再生推進法」等を踏まえ、港湾空間における水環境を改善、自然環境を再生・創出。	周防灘地区(H5d～H20d): 浚渫工事等により発生する良質砂で海底を被覆、整備。75Ha。 尾道糸崎港(S59～H19d): 航路浚渫工事の土砂を活用して干潟を造成。約70Ha。 徳山下松港(H16d～H24d): 航路等の浚渫工事の土砂を活用して干潟を造成。約29Ha。	水質浄化機能を持ち、多様な生物の生育・生息の場となる干潟・藻場等の再生は、瀬戸内海の水環境改善にとって重要な対策であることから、引き続き、整備を推進が必要。なお、港湾整備等によって発生する浚渫土砂を有効な自然再生材として広域活用するための方策についても検討を実施。
鳥獣保護区制度	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るために指定される鳥獣保護区内における狩猟による鳥獣の捕獲及び特別保護地区内における水面の埋め立て等を禁止。	鳥獣保護区: 2箇所 692Ha(平成19年3月現在)	今後とも適切な制度の運用を行う。
保護水面制度	農林水産省	水産資源保護法に基づき、水産動物が産卵し、稚魚が成育し、又は水産動植物の種苗が発生するのに適している水面として指定して保護。	瀬戸内海における保護水面 27 (H15d) 27 (H17d) 27(H19d)	保護水面の新たな指定は行われていないが、関係県の適切な制度の運用の促進が必要。
水産基盤整備事業による豊かな海の森づくり	農林水産省	漁港漁場整備長期計画に基づき、藻場・干潟を新たに保全・創造。	平成14年度より岡山県東備地区においてアマモ場再生のための環境を改善するための取組を実施。これまでに、誘導礁や滞留礁を設置し、アマモ場造成による幼稚仔魚の保育場及び未成魚・成魚の生息場を整備。	事業計画に基づき、着実に整備が進んでおり、引き続きアマモ場再生のための取組を推進。
瀬戸内海環境修復計画	国土交通省 水産庁	浅場の修復を目的とした具体的な事業計画モデルを検討し、平成16年度より今後20年間で瀬戸内海全域に干潟・藻場等を面積600Ha修復。	泊地浚渫工事の発生土砂を用い、山口県徳山下松港の大島干潟の造成をパイロット事業として実施。	引き続き修復を図っていくことが必要。
大阪湾再生事業	国土交通省	(再掲)	-	-

3(2)自然海浜の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出	農林水産省 国土交通省	港湾・漁港や河川で堆積した土砂をリサイクル材として活用しながら、侵食海岸の海浜を復元するため、「渚の創生事業」を実施。	実施箇所数 渚の創生事業：1箇所	着実に取り組んできており、引き続き効率的な侵食対策による砂浜の保全、創出が必要。
自然海浜保全地区制度	環境省	瀬戸内海環境保全特別措置法により、砂浜、岩礁等自然の状態が維持されているもの、海水浴、潮干狩り等利用されており将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる地区を「自然海浜保全地区」に指定、工作物の新築等に届出制を採用。	平成18年3月末現在で91地区が指定。	特段、問題等は発生しておらず、今後とも適切な制度の運用が望まれる。

4海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海における海砂利採取の禁止について	自治体	県条例等を制定し、海砂利採取や海域占用を規制。	平成18年度現在で海砂利の採取を禁止(兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、徳島県、香川県及び愛媛県)	一部の県においては、少量ながらも採取が継続されている。
			[山口県] 施策概要にあるように、平成10年の条例制定以降、平成15年に1業者1許可区域へ制限、年間採取上限を236万m ³ から210万m ³ に縮減するなど、下降管理してきた。	[山口県] 今後、許可業者が、事業の廃止、倒産、撤退等した場合、その分だけ年間採取上限を縮減するため、事実上、新規参入は認めない。
				[大分県] 平成18年度に「大分県海砂利採取計画に関する要綱」を改定し、従来の規定に新たな規定を追加して厳しく審査することとした。これにより、平成18年度以降、新たに認可した採取計画はない。今後は、既設業者との協議を行い全面禁止に向け検討していく予定です。
瀬戸内海海砂利採取環境影響評価調査の実施	環境省	瀬戸内海における海砂利採取の実態を把握するとともに、長年にわたる海砂利採取が水質、底質、地形、生態系をはじめとする瀬戸内海の環境に及ぼしてきた影響を明らかにするため実施。	海砂利の採取による濁りの発生等水質の変化、海底地形・底質の変化、底生生物への影響、イカナゴへの影響等への影響が明らかとなった。	本省差により海砂利採取による環境への影響をより少なくするための方策が取りまとめられた。
			[広島県] H16～17年度、海砂利フォローアップ調査を実施した。	5年後に再度、フォローアップ調査を実施する予定
代替骨材の研究開発の取組	(独)土木研究所	海砂採取の規制によりコンクリート用細骨材が不足する事態となったため代替骨材の検討に係る研究を実施。	破砂の有効利用を検討した結果、破砂は粒子形状が悪くコンクリートの単位水量が増加するが、減水剤を使用することで対応可能と判明。規格外細骨材の有効利用を検討した結果、硬化後の強度や凍結融解耐久性に与える影響は少なく、規格外細骨材の有効利用への可能性が判明。	

5埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海の埋立てへの配慮	環境省	瀬戸内海法第13条に基づき、瀬戸内海における公有水面埋立の免許又は承認に当たり、関係府県知事は瀬戸内海の特殊性に十分配慮しなければならないとされ、本規定の運用のため、「埋立ての基本方針」を策定。	埋立免許面積 平成13年 398.2Ha 平成17年 76.5Ha	近年、埋立面積は大幅に減少し、それが維持されている。今後とも、基本方針の適切な運用により、埋立は厳に慎む必要がある。
埋立てに当たっての環境保全にかかる代償措置	自治体	阪南2区沖埋立事業において、民間バースの整備工事で発生する浚渫砂を有効利用して、人工砂浜の造成を行なった。(大阪府)	当地区においては調査の結果、多くの生物の繁殖が確認されたため、海の環境を学習していただく事を目的に見学等も開催している。	—
		埋立により消失する生息環境を代償するため、新たな人工海浜等を整備。(徳島県)	マリンピア沖洲第二期事業において、学識経験者等からなる検討委員会で設計条件や造成方法等を検討しながら、人工海浜が概成したところ。	今後は生息環境や生息状況のモニタリングを実施するとともに、評価を行っていく。
		環境保全措置が必要な護岸については、緩傾斜護岸を採用し、海藻の生育が促され藻場等が生成しやすくなるような環境を形成する。(福岡県)	計画中の新門司南地区公有水面埋立地では、緩傾斜護岸を採用する。	近隣の新門司沖埋立地では、緩傾斜護岸において海藻類の生育が確認されている。

6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
ごみ減量化の推進	自治体	廃棄物の最終処分量の減少等を図るため、普及啓発活動を中心としたリサイクル推進等県民運動の実施及びエコタウン事業を展開(大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	[大阪府]平成17年7月に承認を受けた「大阪府エコタウンプラン」に基づき、プランに位置づけた事業の円滑な運営を推進している。	
			[広島県]平成14年度に策定した廃棄物処理計画で、一般廃棄物、産業廃棄物の減量化目標を設定。びんごエコタウン構想の実現に向け、企業用地の整備、リサイクル施設の集積を図っている。	
			[山口県]県がH17年度まで年2回(各10万部)リサイクル情報誌を発行。	平成17年度をもって情報誌発行を終了。今後の情報提供の方法を検討している。
			[香川県]エコタウンプラン(エコアイランドなおしまプラン)に基づき、ハード事業(循環資源回収事業)とソフト事業(環境調和型まちづくり)に取り組んでいる。	ハード施設整備は全て完了し、地域住民、事業者、行政が一体となって、自然・文化・環境が調和したまちづくりに向けた取り組みを推進中。
			[愛媛県]「えひめエコランド構想」に基づき、製紙スラッジ焼却灰のゼロエミッション化の検討を実施。瀬戸内5県で「瀬戸内エコタウン計画」を策定、連携方策等を検討。	
			[福岡県]北九州市で、ごみ減量化を推進するため、平成18年7月から「家庭ごみの指定袋料金の改定」や「プラスチック製容器包装の分別収集」等、家庭ごみ収集制度の見直しを実施。 廃棄物の3R推進を図るため、啓発活動等やリサイクル製品普及等としてポスターコンクール、マイバックキャンペーン、施設見学会の開催、リサイクル社会構築のための研究開発やアドバイス、リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の利用促進を実施。H19年度は「3R推進全国大会」及び「ごみゼロふくおか推進大会」を北九州市で実施 北九州市、大牟田市でエコタウン事業を展開。北九州市では制度見直し説明会の実施、市民と市職員の協働によるごみ出しマナーアップ運動の展開	家庭ごみ量について、制度見直し後1年間で、約6万3千トンの減量、減量率約25%を達成。家庭ごみの中には、依然として約2割の資源化物が含まれているため、分別協力率・マナーの向上が課題。市町村、事業者、住民との連携による継続的な3R施策の推進
			[大分県]「ごみゼロおおいた作戦」の一環として、レジ袋の削減のためのマイ・バック運動やリサイクル製品の認定制度や平成18年度から産業廃棄物の再資源化に関する研究・開発費等を補助する「大分県循環型環境産業創出事業」を実施。	これらの事業は、ごみ減量化の推進のため今後も引き続き続ける必要がある。

7 健全な水循環機能の維持・回復

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
多自然型川づくり	国土交通省	水利特性、背後地の状況等を踏まえ、生物の良好な生育環境と自然景観の保全・創造に配慮した工法を使用。	多自然型川づくりを全国で約3200km(平成16年度まで)で実施。また、平成18年10月に「多自然川づくり基本指針」を策定し、河川における生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出の観点から多自然川づくりの推進。	今後も、「多自然川づくり基本指針」に基づき、多自然川づくりを推進する。
地下水の涵養に関する取組	環境省	地盤高・地下水位の観測と揚水量調査等に関する基本的考え方や望ましい監視水準等についての地盤沈下監視ガイドラインを策定するとともに、全国の地盤沈下の概況を取りまとめる。	地盤沈下監視ガイドラインについては、学識者等からなる「地盤環境監視のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて平成17年6月に策定し、地方自治体へ通知するとともにHPでの公表を行ったところ。また、毎年度全国の地盤沈下の概況を取りまとめHP等での公表を行っている。	ガイドラインの通知を行ったが、地方自治体における財政上の制約や国からの補助金の廃止もあり、地盤沈下の監視が適正に行われなくなる可能性がある。このため、各自治体の実態を把握するとともに、引き続き監視の要請を行っていく。また、今後効率的な地盤監視方法の確立のための検討についても行う予定である。
水循環機能の維持・回復を図るための取組	環境省	地方公共団体等による環境保全上健全な水循環の構築にむけた計画の策定・実行の促進・支援（第3次環境基本計画の重点分野政策プログラムの一つに「環境保全上健全な水循環の構築に向けた取組」が位置づけられている。）	<p>・関係5省庁の一員として、健全な水循環系の概念等についての共通認識の形成、今後の連携・協力のあり方等を「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」として平成15年10月に取りまとめ、公表。</p> <p>・全国の水循環計画を収集・整理し「事例集」を作成。</p> <p>・平成19年度より、地方環境事務所が中心となり、モデル的に全国2箇所水循環計画策定調査を実施。</p> <p>-----</p> <p>[近畿地方環境事務所] 全国の河川湖沼から取り組みのモデルとして大阪府見出川流域において健全な水循環の構築に向けた計画策定調査を開始。目標設定や個別の施策を盛り込んだ水環境計画を策定予定(平成19年度～3か年で実施予定)</p>	「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」を平成15年10月に公表以降、全国で健全な水循環構築のための計画が約50程度策定されるなど、一定の効果があったと思われる。今後もモデル調査の実施等により支援・促進を図る。
森林・林業基本計画に基づく施策	農林水産省	(再掲)	-	-
農業排水中の窒素及びりんへの負荷軽減	農林水産省	(再掲)	-	-
湖沼法の改正	環境省	湖沼の水質の改善が依然芳しくないことから、湖沼法を改正し、既設の工場事業場にも排水の負荷規制の適用等を実施。	平成17年度に湖沼法を改正し、平成18年度に湖沼水質保全計画を策定現在。全国で10湖沼を指定湖沼に指定。	
下水処理水の再利用	国土交通省	平成元年度に処理水再利用の用途の多様化に対応すべく「下水処理水の修景・親水利用水質検討マニュアル」を策定。平成11年度に下水処理水の活用への支援等の再編により、新世代下水道支援事業制度を創設。	平成17年度に241箇所の処理場で下水処理水が場外送水され、約2億m ³ が修景用水、工業用水等として再利用。平成17年4月に「下水処理水の再利用水質基準等マニュアル」を策定。	下水処理水の全体に占める再利用率は約1.4%に留まっている。

築いそ事業	自治体	魚類等の増殖を図るため、投石事業等に対して補助を実施。(大阪府、徳島県、愛媛県及び大分県)	[大阪府及び徳島県] 昭和57年度から自然石の投入により小規模魚場を造成。	大阪府では、平成14～18年度において、約2,600m ³ の磯場を造成できた。 徳島県では、増殖場等の小規模漁場造成は、ほぼ毎年度実施されており、魚介類増殖に寄与している。
		国の補助事業を利用して、あわび、さざえの増殖場の整備を実施。(福岡県)	[愛媛県] 国費補助により磯場造成を実施。 [大分県] タコ壺の沈殿事業やアサリ場への砂投入事業を実施。資源供給漁場の整備として、アサリの母貝放流を実施。	これらの事業は、地元の要望に基づき今後も実施する予定。 生育用の藻が、思い通りに生育しないという事例がある。
水の循環利用	自治体	雑用水利用促進指導要綱を平成10年度に制定し、延面積1万m ² 以上の新築等の建築物に対する雑用水利用施設の設置指導により大型建物での雑用水の利用を促進。また、雑用水利用施設設置に補助制度を設ける市町に対しトイレ洗浄水利用施設分の補助を行い、家庭や事業所への雑用水の利用促進を支援。(香川県)	雑用水利用施設設置建物件数 (H110d ~ H18d) 14件 市町への補助制度実績 (H14d ~ H18d) 9件	少ない水資源を有効に利用するため、雨水や生活雑排水の再利用を推進すること、また、節水を促進することが重要である。
		北九州市全体の水循環に係わる現状・課題を把握し、将来の水循環に対する明確な展望と、良好な水環境を再生・創出するための方向性を見出すことを目的に北九州市水循環再生プランを平成15年に策定。(福岡県)	計画の基本理念・目標の実現に向け10施策(雨水浸透施設の整備・普及や被覆面の改良(緑化の推進)、ため池の活用等)を策定。短期(10年後)、中期(20年後)、長期(50年後)のスケジュールで各種施策を実施。	

8 失われた良好な環境の回復

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海環境修復計画	国土交通省 水産庁	(再掲)	-	-
自然再生事業	環境省	関係省庁と連携し関係自治体、専門家、NPO、地域住民等の参画を得て実施した事業について、失われた自然の再生事業を補助。	地方公共団体の支援事業 12地区	自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあるが、自然環境の再生に向けた取組は始まったばかりであり、今後も引き続きこれらの施策の一層の推進が必要。

9 島しょ部の環境の保全

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
さめき瀬戸塾の取組等	自治体	島しょ部の活性化を図るため、島づくりリーダーの養成とそのネットワークの構築を図るため、島ならではの自然や風土、特産品や郷土料理などを県内外に紹介、島おこしに繋げる活動を実施。また、定住促進のため市町への支援事業も展開。(山口県、香川県)	[香川県] 参加人員 延べ82名(平成13～16年度) 平成17年度以降は塾生による自主的な団体として活動を継続	徐々にではあるが、島の魅力を再認識し、地域を盛り上げていこうという取組みや島同士の交流が深まってきた。今後は、取組みの輪を、県外にも広げ、瀬戸内海全域の活性化につなげていくことが重要。
			[山口県] 離島への定住条件の整備を進めるとともに、情報化の進展や環境問題等新たな課題に対応するため、市町が行う生活環境及び交流の整備基盤(ハード)事業に対し「元気な島づくりサポート事業」により助成。H17実績 柱島群島外8事業(4市2町)	今後、自然、文化等の環境の保全等に関する市町が行う生活環境、交流整備基盤に対して助成。

10 下水道等の整備の促進

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
下水道の整備	国土交通省	(再掲)	-	
コミュニティプラントの整備	環境省	(再掲)	-	
農業集落排水施設等の整備	農林水産省	(再掲)	-	
浄化槽の整備	環境省	(再掲)	-	

11 海底及び河床の汚泥の除去

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
河床の汚泥の除去	国土交通省	ダイオキシン類に汚染された河川底質の浚渫除去を実施。	大阪府神崎川で浚渫除去・覆砂を行い、適正な埋立処分を実施。	底質ダイオキシン類の対策技術について効果等の評価し、「底質ダイオキシン類対策技術資料集」をとりまとめたところ。今後は本書を踏まえて対策を促進していく必要がある。

12水質等の監視測定

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
水質モニタリング調査	環境省	<p>公共用水域水質調査は、水質汚濁防止法に基づき、地方自治体が昭和46年から実施し、環境省がとりまとめ。</p> <p>広域総合水質調査は、水質総量規制の効果を把握するため、環境省が昭和54年から実施。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域水質調査のCOD環境基準点総数 454地点(H17d) ・広域総合水質調査の調査地点数 124地点(H18d) 	<p>財政難により従来からのモニタリング体制・内容の維持が困難となることが危惧されていることから、モニタリングの的確化・効率化に係る具体的な手法等を示す手引きの作成を行う予定。また、海域の状況をよりの確かつ多角的に捉えるために必要な調査の拡充が必要となっていることから平成19年度に広域総合水質調査にて底質及び底生生物調査並びに海水の長期分解性調査を開始予定。</p>
「大阪湾再生」水質一斉調査				

13環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
環境技術開発等推進費制度	環境省	広く産官学などの英知を活用した研究開発を募り、優秀な提案に対して研究開発を支援し、環境研究・技術開発を推進。	平成13～15年度に閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業を実施。	環境修復技術のベストミックスによる物質循環構造の修復を実現。
海岸景観形成ガイドライン	国土交通省	(再掲)	-	-
「大阪湾再生」水質一斉調査	国土交通省	(再掲)	-	-
瀬戸内海における新たな環境保全・再生のあり方に関する調査	環境省	有機汚濁物質と生物生息環境の長期的な変化を把握するため、底質試料から腐食物質等を分析するとともに、のり養殖等水産物生産のための窒素・リンの濃度レベルの管理手法について検討を実施。	平成18年度に大阪湾、燧灘、広島湾を対象に腐食物質、微化石、炭素・窒素安定同位体により汚染状況の変遷を把握し、その要因解析を実施。平成19年度は播磨灘において実施するとともに、窒素・リンの濃度レベルの管理手法に関する調査を実施予定。	瀬戸内海全体の汚染状況の変遷を把握、その要因解析に向け、残る海域を対象とする調査が必要。
閉鎖性海域における最適環境修復技術のパッケージ化事業の実施	環境省	悪化した環境の修復・回復のため、人工干潟や底泥の浚渫等の環境修復技術の最適な組合せの汎用化を図る。	平成13～15年度に兵庫県尼崎市において実施。 ・浮体式藻場による海藻類育成と海藻バイオマス利用 ・エコシステム護岸・人工干潟 ・磯及び石積堤を用いた閉鎖性干潟	環境修復技術の開発とその最適な組み合わせを示すとともに、その効果を定量化することができた。その後、現地は環境教育の場としても活用。
藻場・干潟面積の調査	環境省	(再掲)	-	-
干潟及び藻場の造成・再生に関する技術開発の支援制度	農林水産省	「磯焼け」と呼ばれる藻場の大規模な消失や干潟における生産力の低下が発生しており、これらへの対策の持続的な効果の検証に対して支援を行うとともに、その成果をガイドラインとしてまとめ、全国に普及する取組を実施。	平成16年度より、3か年にわたり緊急磯焼けプロジェクトを行うとともに、その成果を今年2月に「磯焼け対策ガイドライン」としてとりまとめた。	「磯焼け対策ガイドライン」の普及を図るとともに、磯焼けに取り組む漁業者等に対し専門家を派遣する技術的なサポート等を行っていく。

瀬戸内海沿岸域 総合的管理支援 データベース	国土交 通省	沿岸域の総合管理に資するものとして、瀬戸内海に 関し様々な主体が行ってきた調査、研究、報告につ いて、その成果と概要を捕捉し、必要な情報の検索 機能を有するデータベースを構築。		
			<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>
			<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>

14環境保全思想の普及及び住民参加の推進

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海環境保全普及活動推進事業	環境省	瀬戸内海の環境保全を推進するうえで必要な地域住民に対する普及啓発活動(冊子、ポスター作製・配布、瀬戸内海環境保全セミナーの開催等)を実施。	セミナー開催の他、『瀬戸内海の環境保全』資料集を作成し、関係県・政令市・中核市に配布している。また、平成14年度より公募した啓発用ポスターに対し大臣表彰を行っている。	これら取り組みは引き続き行っていく必要があるが、今後の環境を巻く社会構造の変化とともに普及啓発の方策の在り方も見直していく必要がある。
広島県せとうち海援隊支援事業等	自治体	県内の海浜で生物調査・海浜清掃に取り組む団体を「せとうち海援隊」として認定、活動支援。(広島県)	[広島県] H18年度末で42団体を認定しており、海岸清掃、生物調査等に取り組んでいる。	認定団体の増加、せとうち海援隊の活動の活性化を図る。
		県内の海浜で生物調査・海浜清掃に取り組む団体を活動を支援。(兵庫県、岡山県、徳島県、愛媛県及び大分県)	[兵庫県] 県がNPOの活動に対し助成。NPO提案型(NPOが行政と対等の立場で協働することを通じ、より高い効果を得られる事業を推進し地域課題を解決又は活性化)と行政提案型(県が地域の課題解決又は活性化を目的として提案する事業にNPO等が独自のアイデアを付加し、県との新たな協働のもと、試験的实施を通じて事業成果の向上及び事業の効率化)の2種類が存在。	
			[徳島県] 漁業者等の行う掃海事業に対して助成している。	漁業者等の行う掃海事業に対して補助をしており、概ね効果があがっているが、「海ごみ」(の処理)についての法的位置付けが不明確である点が、事業実施上の隘路となりつつある。
			[愛媛県] 河川・海岸の美化活動について、ボランティア活動に対する作業用具の貸与、ゴミ運搬車両の借り上げ等、支援を実施。	
NPOとの協働の推進	自治体	NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう要綱等を整備。(大阪府、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	[大阪府] NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう、具体的な方策を提示するため、平成16年4月に「大阪府NPO協働推進計画」を策定し、全庁的に取り組んでいる。	
			[兵庫県] 漁業者自らが森林で植樹を行う「漁業者の森づくり」を漁業者全体の運動として盛り上げるとともに、県民に幅広く漁場環境の保全への理解と協力を得ることを目的に、漁業者の森づくり検討会の開催、流域自然環境に関する調査、流域住民への普及啓発活動、植樹・保育ボランティア活動に対する支援を実施。	現在まで8箇所で植樹活動を実施するとともに、植樹後の育樹活動にも取り組んでいる。今後も本施策を展開するとともに、魚食普及等の啓発を盛り込んだ活動を展開。
			[広島県] H18年3月、協働に関する基本的考え方を取りまとめた「協働指針」を策定。 [山口県] H16年にガイドブックを作成。NPOと協働で実施する事業は増加。	今後とも協働の促進に努める。

NPOとの協働の推進	自治体	NPOと行政がイコールパートナーとして実りある協働を実現できるよう要綱等を整備。(大阪府、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	[徳島県]平成18年7月に徳島県南部圏域の企業等・民間団体・NPO・研究者及び行政部局による「みなみから届ける環づくり会議」を設立。翌19年3月、5つの環境保全活動と連携プロジェクトを定め、随時推進していくことを決定。	民間主体の活動で環境保全活動の推進には資金面での大きな課題があり、助成金申請等外部資金獲得に向けて努力しているが状況は苦しい。ただし活動推進の過程でリーダーとなる若手研究者も出現しており、今後が期待される。
			[愛媛県]NPOとの協働の基本指針を策定済。	
			[香川県]平成15年3月にNPOと県の協働事業を進めるための基本的な考え方と手順を示す「NPOとの協働の手引き」を作成。	環境への負荷の少ない「循環型社会」への転換を図っていくためには、県民、事業者、行政の協働・連携は欠かすことができない。
			[福岡県]「ボランティア団体・NPOと行政、企業との協働に関する基本指針」を策定。	
				[大分県]引き続きこれらの事業を行っていく予定である。
ひょうごボランティア基金等	自治体	県がNPOの活動に対する助成制度を整備。(大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	[大阪府]「大阪府環境保全活動補助金」(H11年度～)府民や事業者の方々に組織された民間団体が豊かな環境の保全及び創造のために自主的に行う活動で、先進的で他の模範となるものに対して、その活動経費の一部を補助するもの。	
			[兵庫県]県がNPOの活動に対し助成。NPO提案型(NPOが行政と対等の立場で協働することを通じ、より高い効果を得られる事業を推進し地域課題を解決又は活性化)と行政提案型(県が地域の課題解決又は活性化を目的として提案する事業にNPO等が独自のアイデアを付加し、県との新たな協働のもと、試験的实施を通じて事業成果の向上及び事業の効率化)の2種類が存在。	
			[山口県]H14年に県税の特例に関する条例を施行。県税の課税免除件数は増加。H12年から融資事業を実施。設備資金及び運転資金の融資件数は減少傾向。	今後とも県税の課税免除や設備資金等の融資を通じてNPOの活動の支援に努める。
			[香川県]県民や事業者の自主的・積極的な環境保全活動を促進するため、各種団体などが実施する環境保全に関する取組に対しエコライフかがわ推進会議が環境保全活動促進事業補助金を交付。	地域住民によるボランティア活動やNPO等による非営利活動等は今後の環境保全にとり重要な役割を担うことになる。環境保全活動が継続して実施され、効果的、広範囲に展開されるよう積極的な支援が必要。
			[愛媛県]「愛と心のネットワークモデル事業」で過去、NPOに対する補助事業を実施。	
			[福岡県]テーマの企画段階からNPOが参加する「NPO提案活用事業」をNPOに委託して実施。	
				[大分県]引き続きこれらの事業を行っていく予定。

<p>漁業者の森づくりの推進</p>	<p>自治体</p>	<p>漁業者自らが森林での植林活動を行うとともに、県民から幅広く漁業環境の保全への理解を得る。(大阪府、兵庫県、奈良県、山口県及び大分県)</p>	<p>[大阪府]大阪湾を豊かな漁場として育むため、森、川、海を一体として捉え、漁業者、府、市町村、森林関係者、ボランティアが連携を図りつつ、府内河川上流域に存する森林への植樹、育林活動を通して組織的に漁民の森づくりを行うことを目的に、漁民の森づくり協議会の開催、流域住民への啓発普及活動、植樹・育林活動を実施。</p>	<p>今後とも活動を通じて森、川、海の重要性を啓発するとともに、地域住民やボランティアとの連携強化を図る。</p>
<p>わかやま環境保全活動普及啓発事業等</p>	<p>自治体</p>	<p>環境月間の6月に街頭啓発活動を実施。(大阪府、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)</p>	<p>[大阪府]大阪湾沿岸の府県・市町村で構成する「大阪湾環境保全協議会」の取組みとして、住民を対象に、大阪湾再生の取組みスポットを巡る見学会を実施。</p> <p>[和歌山県]毎年6月の瀬戸内海環境保全月間に水質汚濁防止のための台所用水切りネットを街頭キャンペーンで配布、地域環境及び生活環境の保全ための普及・啓発活動を実施。街頭配布は、各管内市町村や民間団体、企業等の協力を得て、県内スーパーマーケット店頭やJR駅前等で実施。</p> <p>[広島県]6月に開催される「環境の日」ひろしま大会において啓発活動を実施。</p> <p>[山口県]パンフレット、テレビ等による広報、講演会、環境美化運動、功労者表彰等を実施。 ・実施回数(延べ回数) H12:852回、H13:729回、H14:626回、H15:809回、H16:731回、H17:758回</p> <p>[徳島県]瀬戸内海沿岸の小学生を対象に海岸の清掃活動をするとともに、環境保全についての正しい理解と認識を深めるため「海辺の教室」を開催。</p> <p>[香川県]干潟や海にいる生き物を観察することにより、瀬戸内海における環境保全の大切さについて理解を深めるため、干潟ウォッチング(親子体験教室)を開催。</p> <p>[愛媛県]体験型環境教育イベント開催事業により、子供や一般県民に対し、体験活動実施により意識醸成を行った。</p> <p>[大分県]毎年、6月の環境月間に生物調査や清掃活動及び各種普及啓発を県民、事業者、NPO等で実施。</p>	<p>見学会を通じて、大阪湾再生の取組みを実感していただき、大阪湾の環境を考える機会となっている。今後も引き続き、府民が大阪湾について考え、あるいは実感できる機会を提供していく。</p> <p>これらの取組は、アンケート調査等の評価データはないが、生活排水を見直すなど、水質環境保全に対する意識の向上につながっていると考えている。今後はさらに、啓発対象の裾野を広げるためにも方策を改善していく必要がある。</p> <p>環境問題に対する県民の認識を深め、責任と自覚を促すための活動として、今後も継続して行っていく。</p> <p>海の環境保全について正しい理解と認識を深めた。</p> <p>多様化する環境問題に適切に対応していくために、各分野で個別に問題を取り上げるだけでなく、学習したことを具体的な行動に結びつける能力を身に付けることが大切。</p> <p>これら取り組みは引き続き行っていく必要があるが、より多くの団体等に取り組みんでもらえるように普及啓発方策の検討が必要。</p>

洞海湾環境改善プロジェクト	自治体	洞海湾での、ムラサキイガイを用いた水質浄化技術の実用化に向けた検討化にあたり、市民やNPO法人の参加によるムラサキイガイを用いた環境修復体験教室を開催し、体験を通して、環境に対する市民の意識を高める。(福岡県)	市民やNPOの参加による環境修復体験教室をH17年度1回、平成18年度2回開催。	市民や周辺企業の洞海湾の環境に対する意識を高めることにより、市民・企業・行政が連携した取組みが実現される。
環境リーダー養成講座	自治体	一般市民を対象とした体験型の環境リーダーを養成するため、市内の環境NPOとの連携・協働で体験講習を実施。(福岡県)	平成19年度は、全9回の講座を実施。	今後も毎年講座を開催していく。

15環境教育・環境学習の推進

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
パークボランティア活動の推進	環境省	国立公園の保護管理、利用者指導等の活動の一層の充実を図るとともに自然保護思想の普及啓発を図ることを目的に昭和60年より制度を開始。	活動状況(延べ) 83事業1,101人 (H16d) 65事業908人 (H18d) [近畿地方環境事務所] 環境教育・環境学習を推進する人材として重要な役割が期待される学校教員及び地域の活動実践リーダーを対象に、基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い指導者としての能力を養成するとともに、参加者相互の交流によりパートナーシップ構築の礎を築き、もって、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進に資する「環境教育リーダー研修基礎講座」を毎年開催。	今後とも自然保護思想の普及啓発のため、より一層の活動の充実を図っていく必要がある。
みなとオアシスの推進	国土交通省	海浜や旅客ターミナルなどみなとの施設を活用した住民参加型の継続的な地域振興の交流拠点となる「みなとアシス」を展開し、地域住民等が気軽に立ち寄り交流する憩いの場を提供。	みなとオアシス登録数 平成18年8月末現在 31港	現在までに東北、北陸、中部、中国、四国、九州の各地方整備局で制度化されており、引き続き全国展開を推進。
瀬戸内海における環境学習の取組	環境省	環境教育・環境学習を推進する人材として重要な役割が期待される学校教員及び地域活動実践リーダーを対象に基礎的知識の習得と体験学習を重視した研修を実施。	例年、「瀬戸内海環境保全セミナー」、「衛生団体合同研修会」、「瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム」等を実施。	直近5年間で、各地域の研修経験者も一定数に達していると見込まれ、今後の研修対象者には新たな役割が期待される。また、今後の環境を巻く社会構造の変化とともに、研修の在り方も見直しが必要。
環境教育等利用しやすいみなとづくり	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かした、自治体やNPO等地域が主体となる自然・社会教育活動等の場となる海浜等を整備。	尾道系崎港(広島県)にて干潟造成事業(平成12年～19年度)	平成18年度までに尾道系崎港、広島港、横田港等において干潟の整備を行っており、引き続き推進していく。
環境教育等利用しやすい海岸づくり	農林水産省 国土交通省	環境教育に利用しやすい海岸の整備として「いきいき・海の子・浜づくり」を実施。	整備選定箇所数 平成18年度 9箇所	着実に取り組んできており、引き続き環境教育等に利用しやすい海岸づくりを推進する必要がある。
瀬戸内海環境保全普及活動推進事業	環境省	(再掲)	-	-
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	環境省	平成15年7月、議員立法で成立、平成16年9月に基本方針が閣議決定。	[近畿地方環境事務所] 環境教育推進法等を踏まえ、地域での環境パートナーシップづくりの拠点として、近畿環境パートナーシップオフィスを平成16年度に設置。	EPOは地域でのパートナーシップ形成促進拠点として重要である。さらに今後は、環境問題の解決に向けて連携・協働・ネットワークの強化を図ることが必要。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	環境省	平成15年7月、議員立法で成立、平成16年9月に基本方針が閣議決定。	〔中国四国地方環境事務所〕平成17年2月から開設した中国及び四国環境パートナーシップオフィス(EPO、広島事務所・高松事務所に併設)で、環境フォーラム・環境団体の活動展示等を実施。この中で、海の動植物や海岸保全活動等のテーマを取り上げ。	EPOは常設の環境活動・情報拠点として貴重な存在。一層の周知・利活用等について検討が必要。
環境学習の取組	国土交通省	みなとの良好な自然環境を生かし、児童や親子に国の港湾事務所が自治体、教育委員会、NPO等地域の主体との連携を促進。	尾道糸崎港(広島県)、徳山下松港(山口県)、苅田港(福岡県)等において「海辺の自然学校」を実施。	平成18年度は11箇所ですべて14件の「海辺の自然学校」を実施し、要請が高いことから、引き続き推進していく。
全国海岸漂着ゴミ分類調査	海上保安庁	主に、小学生、中学生、一般市民を対象に、海岸漂着ゴミ分類調査を実施し、海洋環境保全思想の普及啓発を図る。	平成12年開始当時から平成18年までに623回、42,493名の市民と漂着ゴミ分類調査を実施。平成18年漂着ゴミ分類調査実施状況は、実施回数103回、参加人数5,472人。	海洋環境保全のための指導・啓発活動の一環として実施しているものであるが、自らが調査し活動的・能動的な体験学習を行っており、その啓発効果は高いものと思慮される。
環境教育・環境学習の推進	自治体	自然体験を通じて海や流入河川への関心を高め、また環境学習の基本方針を策定。(大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	〔大阪府〕 ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき、大阪府における環境教育を推進するための方針として、推進体制の整備や人材育成・人材活用など6つの柱による環境教育施策を盛り込む「大阪府環境教育等推進方針」の策定(平成17年3月)を策定。 ・海をフィールドとした自然体験を通して、漁業資源の宝庫としての大阪湾への関心を高めてもらうとともに、海域の環境保全の重要性に気づいてもらうことを目的として、次の2つのイベントを「海と自然の環境学習」として実施している。 「夏休み海の教室」:大阪府環境農林水産総合研究所において、所有する海洋観測船「おおさか」による海洋調査体験、養殖魚の放流体験及び地曳網体験による環境学習会 「なぎさの楽校」:長松自然海浜保全地区において、小中学生を対象に、波打ち際の岩場に生息する海洋生物の観察を主体とする自然観察会 ・その他、以下の取組みの他、「水辺の学校」、「河川出前講座」、「河川砂防出前講座」などによる環境学習の取組みを実施している。 「大阪湾セミナー」:大阪湾を府民によく知ってもらうために、大阪湾の環境や生き物について説明する環境学習会 「コンブによる環境浄化を養殖体験により学ぶ環境学習会」 「磯浜見学会」:港湾の仕事について学習したあと、磯浜に生息する生物を観察する。 「施設見学会」:港湾の仕事について学習したあと、船で港湾施設を見学する。 「阪南2区干潟見学会」:大阪の海について講義及び干潟での体験学習	海や河川での体験や講義を通し、多くの方々に理解を深めていただくため、継続して環境学習を実施していく。今後も引き続き、活動を支援していく。
			〔広島県〕H17年3月、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律に基づき、「広島県環境学習推進実施計画」を策定した。	

環境教育・環境学習の推進	自治体	自然体験を通じて海や流入河川への関心を高め、 た環境学習の基本方針を策定。(大阪府、兵庫県、 良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、 媛県、福岡県及び大分県)	ま 奈	〔山口県〕一般住民の親子を対象とした「親と子の水辺(海辺)の教室」や水生生物調査を開催している。参加者数 H12:2367人、H13:1953人、H14:3073人、H15:2542人、H16:2423人、H17:2181人、H18:1756人	県民の環境問題への意識の醸成と実践行動を促進するため、引き続き継続することとしている。
			〔徳島県〕「環境首都とくしま」の実現に向けて、県民・事業者・行政等の全ての主体が互いに連携・協働して、学び・行動するための「徳島県環境学習推進方針」を策定。この方針を具体的に進めていく「とくしま環境学習プログラム」を作成。	地域や学校、事業者など幅広い主体において、総合的・体系的に環境学習が進むようくしま環境学習推進会議などを通じ、「徳島県環境学習推進方針」「とくしま環境学習プログラム」の一層の普及に努める必要がある。	
			〔愛媛県〕体験型環境教育イベント開催事業により、子供や一般県民に対し、体験活動実施により意識醸成を行った。環境教育リーダー研修基礎講座により、重信川等で体験を通じた環境教育・学習を実施。		
			〔福岡県〕全国水生生物調査の推進及び紫川に住む生きものの観察会を開催し、河川への関心を高め、水環境を保全する意識の高揚を図る。全国水生生物調査 4河川4小学校(H16)、2河川2小学校(H17)、5河川5小学校(H18)で実施。市単独事業 毎年、小中学生とその保護者20組(50名)程度の参加により実施。また、小学生や地域住民を対象に水辺教室・海辺教室を実施。(瀬戸内海沿岸のみ H19 2校)	今後も引き続き実施していく。	
			〔大分県〕地域や学校等で行う環境学習に、県から講師を派遣する環境教育アドバイザー制度やインターネットを利用した環境学習サイト「きらりんネット」を平成18年度に開設し、環境学習の教材を提供。	これらの取組は、引き続き行っていく必要があるが、より多くの県民に利用してもらうようにアドバイザーの拡充や教材の情報更新、更には利用しやすい内容への見直しが必要。	

16情報提供、広報の充実

施策名	実施機関	取組内容	平成12年以降の進捗状況	評価及び課題
せとうちネット	環境省	瀬戸内海の実環境保全・創造を推進するためには沿岸域の実環境管理を進めていくことが重要であり、情報や知識を共有することが必要。このため、情報提供システムとして「瀬戸内海研究・環境等情報ネットワーク」を運用。	平成11年度より、瀬戸内海の実環境情報及び国・自治体等の調査研究について提供を行ってきたところである。平成19年度をもって、政府の最適化計画に基づき、「せとうちネット」は環境省ホームページに統合される予定。	平成19年度内の環境省ホームページへの統合により、今後大幅なアクセス数の増が見込まれる。さらに幅広いニーズに応える内容の充実が求められている。
瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース	国土交通省	(再掲)	-	-
インターネットによる公共用水域水質測定結果の公開	自治体	インターネットを活用し公共用水域水質等測定結果等を公開。(京都府、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県)	<p>広域総合水質調査の調査地点 124地点(H18d) なお平成19年度からは底質及び底生生物調査並びに海水の長期分解性調査を開始</p> <p>【大阪府】過去50数年間の水質等のデータを電子化し、グラフ作成や検索機能を持つデータベースを構築(海域は1972年より)。また、最新の公共用水域水質等測定調査結果を三週間以内に速報値として掲載する。</p> <p>【山口県】公共用水域水質測定結果(217地点)を山口県webページ上で公開。</p> <p>【福岡県】平成17年度までは、前年度調査をまとめた結果を公開(年1回更新)。平成18年度からは、その年度の調査結果を四半期ごとに更新し、速報値として公表。H16.4月県HP「ふくおか環境ひろば」を開設し、環境白書を掲載。環境基準点(183地点)の水質測定結果(COD、T-N、T-P)を公表。</p>	<p>財政難により従来からのモニタリング体制・内容の維持が困難となり、効果的かつ効率的なモニタリング体制が求められている一方で、海域の状況をよりの確かつ多角的に捉えるために必要な調査の拡充が必要となっている。</p> <p>データベースは年度毎に更新していく。速報値を引き続き掲載していく。</p> <p>環境基準点をGIS上で表示する等住民の利用しやすい方法に改善を図ってきた。今後も公開する情報の充実を図っていく。</p> <p>測定地点地図やグラフも掲載し、一般にわかりやすいようにしている。</p>

17広域的連携の強化等

施策名	実施機関	取組内容	進捗状況	評価及び課題
瀬戸内海における沿岸域圏総合的管理システムの構築	国土交通省	瀬戸内海沿岸域全体の総合管理の基本的方向を示す広域管理指針と、この指針に基づき個々の沿岸域が策定する地域レベルの沿岸域圏総合管理計画の双方が、統一性と整合性を保ちながら総合管理を推進することを基本とした試行的・モデル的な総合管理システムを提案。	瀬戸内海沿岸域における総合管理システムの構築に向け、平成14年度は「瀬戸内海における沿岸域管理の在り方調査」、平成15年度は「瀬戸内海沿岸域における総合的管理の在り方調査」を実施し、実効性の確保に向けた諸課題の解決策を探るとともに、今後、総合的な管理を実現していく上での取組方針等について取りまとめた。	瀬戸内海沿岸域において実施した過去の調査結果の蓄積等を踏まえ、平成12年に取りまとめた「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」の見直しを行い、自治体における沿岸域の総合管理システムの具体化の実現のための方策を検討する。
健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議	環境省	(再掲)	-	-
瀬戸内海沿岸域総合的管理支援データベース	国土交通省	(再掲)	-	-

18海外の閉鎖性海域との連携

施策名	担当機関	国・府県等取組内容	進捗状況	課題
世界閉鎖性海域環境保全会議(エメックス会議)	環境省	世界的な共通課題である閉鎖性海域の環境問題に連携して取り組み、効果を高めることを趣旨とし、1990年以来継続的に開催。	平成15年にタイのバンコクで、平成18年にフランスのカーンにおいて総会が開催され、世界の閉鎖性海域における取組等が報告されている。	中国をはじめとする東アジア諸国では急激な経済発展の過程で発生した大量の汚濁負荷により閉鎖性海域の富栄養化が進み深刻な問題となっている。そのため総量規制の導入が期待される状況にあるが、当該制度の導入に必要な技術的・制度的知見が不足しており、我が国の経験の提供が望まれている。
世界の閉鎖性海域のデータベースの構築	環境省	各分野の調査・研究・技術開発成果等の情報の共有化を図るため、データベースを構築を実施。	(財)国際エメックスセンターに委託して、平成13年からデータベース化を実施。平成18年度をもって世界の代表的な21閉鎖性海域に関する既往の研究成果及び環境データ、社会経済データ等の知見を国際的に共有できるよう整備。	中国をはじめとする東アジア諸国が有効な閉鎖性海域対策を行っていくためには、未だ多くの知見が不足している。構築したデータベースが国際的なポータルサイトとしてより広く活用されるよう、国際エメックス会議の場等を活用し、周知を図っていく必要がある。

19国の援助措置

施策名	実施機関	取組内容	進捗状況	評価及び課題
国の援助措置	各機関	前述された取組施策において、適宜実施。	-	-